

令和6年度仙台市国民健康保険特定保健指導（積極的支援）

実施率向上事業業務委託仕様書

令和6年度仙台市国民健康保険特定保健指導業務委託契約書に基づく委託業務の実施については、次の仕様により行うものとする。以下、健康福祉局保険年金課を「保険年金課」、実施事業者を「実施機関」という。

1 委託業務の名称

特定保健指導（積極的支援）実施率向上事業

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の目的

・仙台市では特定保健指導（積極的支援）実施率が、平成28年度以降10%以下で推移しており、令和4年度は7.8%と仙台市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）における令和4年度目標値（20%）に達していない。

・仙台市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）より、特定健診有所見者の状況において、男女ともにHbA1cの有所見者割合が全国と比較して高く、年々増加しているとともに、メタボリックシンドローム該当者割合も年々増加しており、政令市、全国と比較しても高い状況が続いている。

・生活習慣病は自覚症状がほとんどないまま進行することや、長年の生活習慣に起因すること、疾病発症の予測が可能なことに特徴がある。当事業においては、特定保健指導対象者が生活習慣病に移行しないように、健診によって生活習慣病の発症リスクを発見し、自覚症状がほとんどないにも関わらず発症のリスクがあること、生活習慣の改善によってリスクを少なくすることが可能であること等をわかりやすく説明し、特定保健指導の利用へ繋げることが重要であると考えます。

・仙台市の課題に基づいた効果的な利用勧奨を行い、生活習慣病となる要因の早期予防につなげるために、特定保健指導（積極的支援）の実施率を向上させる取組が必要である。

4 対象者

仙台市国民健康保険被保険者のうち、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（以下「実施基準」という。）」に定められた「積極的支援」に該当する者。

積極的支援利用勧奨対象者（約1400名）

※年間の予定人数であり確定値ではない。

※委託契約後、健診受診月ごとの対象者予定数について提示予定。

5 委託業務内容

特定保健指導（積極的支援）の利用勧奨業務

（1）対象者への勧奨

実施機関は申し込みのない者（健診実施後、服薬開始した者を除く）に対し、効果的な特定保健指導（積極的支援）の利用勧奨を行う。勧奨結果は電子データを作成し、仙台市へ報告すること。電話勧奨をする場合は、専門職もしくは特定保健指導事業に知識がある者から、対象者に対して勧奨を行うこと。

(2) 問い合わせ窓口の設置

利用勸奨を行った者からの問い合わせに対応するため、窓口を設置すること。その他、苦情や要望については速やかに実施機関にて対応し、必要に応じて保険年金課に報告すること。またその番号および窓口の運営状況について、あらかじめ保険年金課へ通知すること。

(3) 実施計画書の提出

事業開始時に履行期間における事業の実施計画書を提出すること。また計画書には従事する職員の人材育成計画や従事する職員の研修体制など、事業の質を担保するための取組を記載すること。なお、計画書作成時には保険年金課と協議をすること。

(4) 報告

利用勸奨状況については、健診受診月毎に対象者を階層化し、実施した月の翌月末までに実施報告書として提出すること。勸奨結果の報告については対象者が特定保健指導を希望しなかった理由について聞き取りを行い、理由別に集計し報告すること。また、令和7年3月末までに、最終報告書を提出すること。また、利用勸奨を行った者のうち、特定保健指導を申し込んだものの数および割合を「利用勸奨者の申込数・申込率」として、最終報告書へ盛り込むこと。なお報告様式や詳細な内容、集計項目については、委託契約後、仙台市と協議の上決定する。

(5) 打合せ及び調整会議

特定保健指導の質及び実施率の向上や、保険年金課との連絡調整のため、2か月に1回程度、調整会議等を提案し、開催すること。オンライン会議の場合は、開催に必要な準備は実施機関が行うこと。また事業開始時には特定保健指導実施機関に対して、事業内容や計画の説明等を行うこと。

6 留意事項

- (1) 業務内容は、企画提案での企画書を基本とするが、保険年金課との打合せの上で、企画書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。
- (2) 業務遂行上必要とする機材などについては、原則として実施機関所有の機器を使用することとし、これによりがたい場合は、原則としてリースによる対応とすること。
- (3) 実施機関は、会計帳簿を他の経理と区分けして整備し、委託業務完了後5年間保存すること。

7 個人情報の保護

実施機関は、本事業実施にあたっては、個人情報の保護に十分留意しなければならない。

実施機関は、本事業実施にあたっては、「仙台市行政情報セキュリティポリシー

(<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>)」、

「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン

(<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>)」、別紙「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」の内容を遵守すること。

8 合理的配慮の提供

実施機関は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項(平成28年3月25日健康福祉局長決裁)」

(<https://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>)に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

9 再委託の禁止

実施機関は、業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部（主たる部分を除く）について、事前書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

10 譲渡の禁止

実施機関は、委託業務の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

11 その他

この仕様書に定めのない事項及び様式等は、必要に応じ、仙台市と実施機関が協議の上、定める。